

# 国士舘大学教育後援会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、国士舘大学教育後援会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を国士舘大学(以下「大学」という。)内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、大学の教育方針に基づき、大学と大学学部在籍する学生の父母又はこれに代わる保証人(以下「保護者」という。)との連絡を密にして、会員相互の交流、連携を図りながら、学生の指導と健康・福利・厚生の上を目指し諸活動を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大学と保護者との連携強化に関する事業
- (2) 学生の教育・研究、厚生・就職、スポーツ・文化活動等への支援事業
- (3) 大学の教育・研究・社会貢献活動の後援
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(全国大会)

第5条 会長は、周年事業等の適切な機会に合わせて、会員相互の親睦を図るとともに、大学と保護者等が一体となって学生の育成に取り組む機運を醸成するため、役員会の議を経て、全国大会を開催することができる。

## 第3章 会員

(会員)

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学部学生の保護者
- (2) 準会員 学部卒業生の保護者であって、役員会の承認を得た者
- (3) 特別会員 学校法人国士舘の専任教職員であって、役員会の承認を得た者
- (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人又は団体であって、役員会の承認を得た者

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

## 第4章 役員

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 幹事 8名
- (6) 監事 2名
- (7) 運営委員 120名以内

(役員を選任)

第9条 役員は、次の方法によって選出する。

- (1) 名誉会長は、学校法人国士舘理事長をもって充てる。
- (2) 会長は、正会員のうちから名誉会長が指名した者をもって充てる。
- (3) 副会長、幹事長、幹事及び監事は、会員のうちから会長が委嘱する。
- (4) 前号により委嘱される副会長、幹事及び監事のそれぞれ半数は、特別会員の学校法人国士舘の役職者のうちから委嘱するものとする。
- (5) 運営委員は、会員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行し、又は代理する。
- 3 幹事長は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 幹事は、幹事長を補佐し、役員会において別に定めるところにより、会務を分担処理する。
- 5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
- 6 運営委員は、本会の運営全般について、意見を述べることができる。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。また、補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第12条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 運営機関

(総会)

第13条 本会に総会を置く。

- 2 総会は、会長、副会長、幹事長、幹事、監事及び運営委員をもって構成し、会長が議長となる。

(審議事項)

第14条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 本会の事業に関わる事項
- (2) 本会の予算・決算に関わる事項
- (3) その他重要な事項

(開催)

第15条 総会は、原則として年1回会計年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第16条 総会は、会長が招集する。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が総会を招集する。

(議事)

- 第17条 総会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。  
2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。この場合において、議長は表決に加わることはできない。可否同数の時は、議長の決するところによる。  
3 前項の規定にかかわらず、会則を変更しようとするときは、出席者の3分の2以上をもって決する。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、議事録を作成する。  
2 議長及び議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(役員会)

- 第19条 本会に役員会を置く。  
2 役員会は、会長、副会長、幹事長、幹事及び監事をもって構成し、会長が議長となる。

(権限)

- 第20条 役員会は、会務を執行する。

(招集)

- 第21条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。  
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が役員会を招集する。

(議事)

- 第22条 役員会は、構成員(監事を除く。)の過半数の出席がなければ開くことができない。  
ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。  
2 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。この場合において、議長及び監事は表決に加わることはできない。可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第6章 資産及び会計

(資産の管理)

- 第23条 本会の資産は、別に定めるところによって、会長が管理する。

(会計)

- 第24条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金等をもって充てる。  
2 会費等の徴収については、別に定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第25条 本会の事業計画及び収支予算は、役員会の承認を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

- 第26条 本会の事業報告及び収支決算は、監事の監査を受けた上で、役員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

- 第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(事務局)

- 第28条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。  
2 事務局には、必要な職員を置くことができる。  
3 前各項に定めるものの他、事務局に関する事項は別に定める。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第29条 本会は、ホームページ等により、その活動状況及び運営内容等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

- 第30条 本会は、第3条の目的を達成するため、別に定める個人情報保護方針により、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

## 第9章 支部

(支部の設置)

- 第31条 本会は、役員会の決議により各都道府県及び海外に支部を置くことができる。  
2 支部活動は、各都道府県等支部が連携して行うことができる。  
3 支部設置等に関する必要な事項は別に定める。

## 第10章 会則の変更

(会則の変更)

- 第32条 本会会則は、第17条第3項により、総会の議決によって変更することができる。

## 第11章 雑則

(雑則)

- 第33条 本会会則の運用について必要な事項は、役員会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年7月2日より施行する。
- 2 本会の運営委員は、第8条の規定にかかわらず、この会の設立年度は30人以内とし、翌年度から3年間は、毎年30人程度ずつ増やすものとする。ただし、第8条に規定する運営委員数を超えることはできない。
- 3 第9条第2号の規定にかかわらず、本会設立から3年以内に限り、会長は会員のうちから名誉会長が指名した者をもって充てることのできるものとする。
- 4 この会則は、平成29年7月22日から施行する。